



NIHON SEIKO CO.,LTD.

日本精鉱株式会社

証券コード：5729

第130期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

受付開始 午前9時15分

開催場所

東京都新宿区市谷船河原町11番地

飯田橋レインボービル 1階 C会議室

<末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。>

議 案

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時まで

日本精鉱株式会社

株主各位

証券コード 5729
2025年6月4日

東京都新宿区下宮比町3番2号

日本精鉱株式会社
代表取締役社長 **植田 憲高**

第130期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配をたまわり厚く御礼申し上げます。
さて、当社第130期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、
お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2 場 所	東京都新宿区市谷船河原町11番地 飯田橋レインボービル 1階 C会議室 <会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。>
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第130期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第130期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件
4 株主総会参考書類等の電子提供措置について	本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しております。なお、本招集ご通知については、会社法に基づく書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主の皆様になら情報を書面にてお送りいたします。

①当社ウェブサイト

以下URLまたはQRコードからアクセスいただき、「2025年3月期（第130期）」に掲載の資料をご確認ください。



<https://www.nihonseiko.co.jp/ir/meeting/>

②東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

以下URLまたはQRコードからアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本精鉱」または「コード」に「5729」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

5 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書面とインターネット行使により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

〔書面（議決権行使書）による議決権行使の方法〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の方法〕

インターネットによる議決権行使に際しましては、4～5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに行使をお願いいたします。

なお、インターネット接続料、通信料等の費用は、株主様のご負担となりますので、予めご了承ください。

○当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出お願い申し上げます。代理人によるご出席の場合、以下の各書面のご提供により、議決権を有する他の株主1名を代理人としてご出席いただくことが可能です。

[個人の株主様]

(1)代理人本人の議決権行使書用紙

(2)代理権を証する書面（委任をする株主本人の署名または記名押印のある委任状）

(3)当該代理人に委任をする株主の議決権行使書用紙、もしくは、委任状に押印された印鑑の印鑑登録証明書、または、パスポート、運転免許証、健康保険証その他委任をする株主本人を確認するための公的書類の写し

[法人の株主様]

(1)代理権を証する書面（法人代表者の署名または記名押印のある委任状または職務代行通知書）

(2)当該代理人に委任をする株主の議決権行使書用紙または委任状・職務代行通知書に押印された代表印の印鑑登録証明書

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

（当社ウェブサイト <https://www.nihonseiko.co.jp>）

（東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）

○株主様への公平性を勘案し、株主総会におけるお土産の配布はございません。何卒ご理解たまわれますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

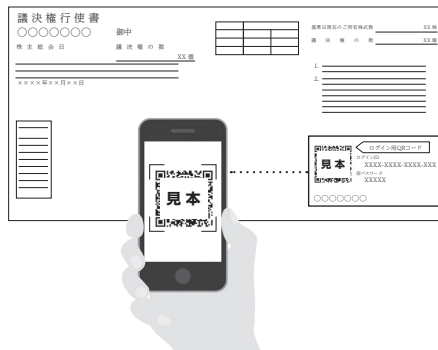
2025年6月25日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリックしてください。
- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への安定した利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けており、企業体質の改善に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上に努めています。

なお、本年6月11日に創立90周年を迎えることから1株当たり金40円の記念配当を加え、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

当社普通株式1株当たり金 **140円**
(普通配当100円、創立90周年記念配当40円)

総額 **342,619,620円**

なお、中間配当を60円実施しておりますので、
当期の年間配当金は1株当たり200円となります。
2025年6月27日

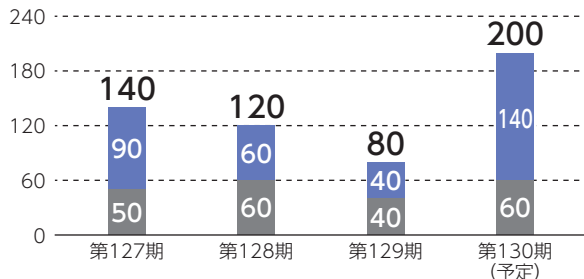
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

<ご参考>

配当金の推移

■中間 ■期末

(単位：円)



配当方針

配当につきましては、業績、環境改善や人的資本投資を含む事業投資計画、財務状況、成長のための内部留保などを総合的に勘案しながら、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針とし、連結配当性向30%を目安に、安定的・継続的に行うように努めていきます。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対処するため、成長力の維持および競争力強化など企業価値向上に資する様々な投資に活用していきます。

定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除する旨の規定を新設するものであります。（変更案第31条第1項および第41条第1項）
- また、業務執行取締役でない取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行取締役でない取締役および監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。（変更案第31条第2項および第41条第2項）
- なお、定款第31条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(取締役の責任免除)
第31条 ～ 第39条 (条文省略)	第31条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
(新設)	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第32条 ～ 第40条 (現行どおり)	第32条 ～ 第40条 (現行どおり)
	(監査役の責任免除)
	第41条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第40条 ～ 第47条 (条文省略)	第42条 ～ 第49条 (現行どおり)

第3号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、社外取締役の大西宏章氏はこれを機に退任いたします。

つきましては、社外取締役2名（うち新任取締役1名）を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	う え だ の り た か 植田 憲高	代表取締役社長	再 任
2	わ か ば や し た け の り 若林 武則	専務取締役	再 任
3	ま つ だ き ょ う じ 松田 恭二	取締役	再 任
4	お お に し よ し た ろ う 大西芳太郎	取締役	再 任
5	ま す の か つ ゆ き 升野 勝之	取締役	再 任 社 外 独 立
6	や ま も と か く え い 山本佳久栄	—	新 任 社 外
再 任	再任取締役候補者	新 任	新任取締役候補者
社 外	社外取締役候補者	独 立	証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

う え だ の り た か

植田 憲高 (1962年4月6日生)

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月	当社 入社	2019年 7月	日鋸精礪（上海）商貿有限公司 董事
2003年 4月	当社 営業部 営業第一課長	2022年 6月	当社 代表取締役社長 中瀬製錬所管掌（現任）
2012年 1月	当社 営業部長	2022年 7月	日本アトマイズ加工株式会社 取締役（現任）
2016年 1月	日鋸精礪（上海）商貿有限公司 総経理	2023年 6月	日鋸精礪（上海）商貿有限公司 董事（現任）
2019年 5月	当社 中瀬製錬所長		
2019年 6月	当社 取締役 兼 中瀬製錬所長		

所有する当社の株式数

4,049株

在任年数

6年

取締役会出席状況

14/14回

取締役候補者とした理由

植田憲高氏は、入社以来、営業部長、中国現地法人総経理を歴任した後、2019年に取締役に就任し中瀬製錬所管掌役員を務めるなど、豊富な経験と実績を有しております。2022年からは当社の代表取締役に就任して経営全般の執行・管理・監督を担ってまいりました。こうした経験と実績を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断し、候補者いたしました。



候補者番号

2

わ か ば や し た け の り

若林 武則 (1957年1月24日生)

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	日本歯研工業株式会社 入社	2019年 6月	当社 常務取締役 企画管理部・経理部管掌 兼 企画管理部長
1986年 2月	当社 入社	2019年 7月	日鋸精礪（上海）商貿有限公司 董事長
2012年 1月	当社 中瀬製錬所長	2022年 6月	当社 専務取締役 企画管理部・経理部管掌 兼 企画管理部長
2014年 6月	当社 取締役 兼 中瀬製錬所長	2023年 6月	当社 専務取締役（現任）
2016年 6月	日鋸精礪（上海）商貿有限公司 董事	2023年 6月	日本アトマイズ加工株式会社 取締役副社長（現任）
2019年 5月	日本アトマイズ加工株式会社 取締役		

所有する当社の株式数

5,617株

在任年数

11年

取締役会出席状況

14/14回

取締役候補者とした理由

若林武則氏は、入社以来、中瀬製錬所において、研究開発、品質保証の部署に在籍、製錬所長を歴任した後、2014年に取締役に就任し中瀬製錬所管掌役員、企画管理部及び経理部の管掌役員、子会社の副社長を務めるなど、豊富な経験と実績を有しております。こうした経験と実績を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断し、候補者いたしました。



所有する当社の株式数
2,205株
在任年数
4年
取締役会出席状況
14/14回

候補者番号

3

まつだ

きょうじ

松田

恭二

(1963年4月29日生)

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 3月	当社 入社	2019年 7月	日錫精礦（上海）商貿有限公司 董事
2003年 4月	当社 大阪営業所長	2021年 6月	当社 取締役 営業部管掌 兼 営業部長（現任）
2009年 4月	当社 営業部次長 兼 大阪営業所長	2023年 6月	日錫精礦（上海）商貿有限公司 董事長（現任）
2016年 1月	当社 営業部長 兼 営業課長		

取締役候補者とした理由

松田恭二氏は、入社以来、営業部、中瀬製錬所技術課に在籍、大阪営業所長、営業部長を歴任した後、2021年に取締役に就任し営業部管掌役員を務め、国内外での製品販売などの豊富な経験や実績、並びに、幅広い顧客人脈を有しております。こうした経験と実績を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断し、候補者いたしました。



所有する当社の株式数
1,635株
在任年数
2年
取締役会出席状況
14/14回

候補者番号

4

おおにし

よし た ろ う

大西

芳太郎

(1962年6月15日生)

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月	日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社	2021年 4月	当社 入社 企画管理部 部長代理
2006年10月	双日株式会社 東京機能化学品部 アド・サーファクタント課長	2022年 4月	当社 理事・企画管理部付 部長
2007年 5月	双日タイ会社 化学品部長	2023年 6月	日錫精礦（上海）商貿有限公司 董事（現任）
2013年 4月	双日株式会社 環境資材本部 関西事業部 副部長	2023年 6月	当社 取締役 企画管理部・経理部管掌 兼 企画管理部長（現任）
2015年 4月	同社 化学本部 関西事業部長	2024年 6月	日本アトマイズ加工株式会社 取締役（現任）
2018年11月	同社 化学本部 本部長補佐		

取締役候補者とした理由

大西芳太郎氏は、大手総合商社の化学品部門に在籍し、海外勤務や化学本部の本部長補佐を歴任し、事業活動に携わるなど、豊富な経験や実績を有しております。また、当社入社以来、企画管理部の部長職、2023年からは取締役に就任し、企画管理部及び経理部の管掌役員を務めております。こうした経験と実績を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断し、候補者いたしました。



所有する当社の株式数
1,047株

在任年数
8年

取締役会出席状況
14/14回

候補者番号

5

ま す の か つ ゆ き

升野 勝之 (1952年7月24日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月	徳山曹達株式会社（現 株式会社トクヤマ）入社	2015年 6月	同社 顧問
2002年 4月	株式会社トクヤマ ファインケミカル営業部長	2016年 3月	ダブル・スコープ株式会社 社外取締役
2006年 4月	同社 理事・機能材料部門副部門長	2016年 7月	日本材料技研株式会社 顧問
2009年 1月	同社 理事・機能材料部門長	2017年 3月	同社 事業部長
2010年 6月	同社 取締役研究開発部門長	2017年 6月	当社 社外取締役（現任）
2011年 6月	同社 常務執行役員研究開発部門長	2021年12月	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー 顧問（現任）
2013年 6月	同社 取締役常務執行役員	2022年 4月	日本材料技研株式会社 顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

升野勝之氏は、大手化学メーカーにおいて取締役常務執行役員などの職責を担い、企業経営および研究開発分野などに関する豊富な経験と実績を有しております。2017年から当社社外取締役を務めていただいております。また、諮問委員会の委員長として独立かつ客観的な立場から意見をいただいております。こうした経験と実績を踏まえ、引き続き、社外取締役として適任と判断し、候補者となりました。

同氏には、企業経営などに関する幅広い見識と客観的な立場から、会社経営や業務執行に対する助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を期待しております。



所有する当社の株式数
一株

在任年数
一年

取締役会出席状況
一回

候補者番号

6

や ま も と か く え い

山本 佳久栄 (1969年3月11日生)

新任

社外

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1991年 4月	福田金属箔粉工業株式会社 入社	2023年 1月	同社 金属粉営業部長
2016年 7月	同社 金属粉営業部 PME営業グループ グループマネージャ	2025年 3月	同社 取締役金属粉営業長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山本佳久栄氏は、大手非鉄金属素材メーカーにおいて取締役金属粉営業部長の職責を担い、金属素材分野に関する豊富な経験と実績を有しております。こうした経験と実績を踏まえて、客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を実行していただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.当社は升野勝之氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、同氏を引き続き東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- 3.所有する当社の株式数については、2025年3月31日現在の日本精鉱グループ役員持株会における持分を含んでおります。
- 4.当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション契約）を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（ただし、犯罪、不正等によるものを除く）に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5.升野勝之、山本佳久米の各氏が取締役を選任され就任した場合は、本総会の第2号議案で付議しております「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は各氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低限度額であります。

第4号議案

監査役2名選任の件

監査役上野研氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査体制の強化とガバナンス向上、ダイバーシティの推進と多様な視点の導入を目的として、監査役1名を増員し、監査役2名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案の提出にあたっては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位			
1	おかだ よしゆき 岡田 佳幸	—	新任	社外	
2	せりざわ ますみ 芹澤 眞澄	—	新任	社外	独立

新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

おかだ よしゆき

岡田 佳幸

(1970年3月23日生)

新任

社外

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1992年 4月	日商岩井株式会社（現 双日株式会社） 入社	2017年 8月	双日アジア会社 アジア・大洋州地域統括部長
2010年 2月	双日株式会社 ファイン・機能素材部 ファインケミカル課 課長	2019年 2月	同社 アジア化学品部 部長
2012年 4月	同社 ライフサイエンス事業開発室 開発第一課 課長	2021年 5月	双日株式会社 化学本部 環境・ライフサイエンス部 部長補佐
2014年 4月	同社 化学部門 企画業務室 企画課 課長	2024年 4月	同社 化学本部 企画業務室 室長代理（現任）

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

社外監査役候補者とした理由

岡田佳幸氏は、大手総合商社での豊富な経験と幅広い見識を有しており、中立的・客観的な視点から適切な監査を行うことができると判断し、社外監査役候補者となりました。



候補者番号

2

せりざわ ますみ

芹澤 眞澄

(1963年11月17日生)

新任

社外

独立

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1991年 4月	東京弁護士会弁護士登録 三宅坂法律事務所 入所	2019年10月	東京家庭裁判所委員会 委員
1998年 6月	新宿西口法律事務所 入所（現任）	2020年 3月	立川プラインド工業株式会社 社外監査役（現任）
2011年 4月	日本弁護士連合会 監事	2021年 4月	日本弁護士連合会 常務理事
2016年 4月	東京弁護士会 副会長	2022年 6月	公益財団法人 日本医療機能評価機構 代表理事 副理事長
2017年 5月	東京都弁護士協同組合 監事	2024年 4月	日本司法支援センター東京地方事務所 所長（現任）
2018年 4月	日本司法支援センター東京地方事務所 副所長		

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

社外監査役候補者とした理由

芹澤眞澄氏は、弁護士としての専門的な見識・経験を有しており、中立的・客観的な視点から適切な監査を行うことができると判断し、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1.各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 2.岡田佳幸氏は現在、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である双日株式会社の業務執行者であります。
- 3.芹澤眞澄氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
- 4.当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション契約)を保険会社との間で締結しており、当社監査役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（ただし、犯罪、不正等によるものを除く）に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5.岡田佳幸、芹澤眞澄の各氏が監査役に選任され就任した場合は、本総会の第2号議案で付議しております「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は各氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低限度額であります。

【ご参考】当社の取締役会のスキルマトリックス

当社の取締役会は、当社グループの基本理念及び経営理念に基づき、当社グループの企業価値の向上に貢献でき、各分野における豊富な経験と幅広い見識を有する人材を選定し構成します。第3号議案及び第4号議案が原案通り可決されますと、当社の取締役及び監査役のスキルの状況は次の通りとなります。

区分	氏名	企業経営	業界知識	グローバル 経験	営業 マーケ ティング	製造開発	財務会計	人事労務	法務 コンプライ アンス
取締 役	植 田 憲 高	○	○	○	○	○		○	
	若 林 武 則	○	○			○	○	○	○
	松 田 恭 二	○	○		○				
	大西芳太郎	○		○	○		○	○	○
	升 野 勝 之●	○	○	○	○	○	○		
	山本佳久栄●	○			○				
監査 役	松 尾 隆 文		○				○		○
	福 井 利 弘●	○			○		○	○	
	岡 田 佳 幸●	○		○	○		○	○	○
	芹 澤 眞 澄●								○

(注) 1. 氏名の後に●印のある者は社外取締役または社外監査役であります。

2. 各取締役・監査役のスキル評価は、経験上保有しているスキル及び現在の役割と照らして、十分な実務経験を有しており、取締役に特に貢献できると考える項目に○をつけています。なお、これが各人のもつすべてのスキルを表すものではありません。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 当社グループの現況

(1) 事業の経過及びその成果

当社第130期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）におけるわが国経済は、経済活動の正常化に向けた取り組みが進み、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復の動きが続いています。一方、世界的な物価上昇と欧米の金融引き締めによる金利の高止まり、原材料やエネルギー価格の高止まりと円安に伴う国内物価の上昇が消費に影響を及ぼしており、加えて中国経済の先行き懸念、ウクライナや中東の情勢など地政学リスクの高まり、米国新政権の関税政策など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社グループは、2022年4月よりスタートした「グループ力を発揮し、持続可能な事業の成長に向けて、チャレンジし続ける Challenge for Sustainable Growth」をスローガンとする3カ年の中期経営計画において、「グループ連携の強化」、「収益力の改善」、「新たな価値を生み出す事業の創出」、「魅力ある会社づくり」という基本方針のもと、高付加価値製品の生産能力の拡充、オープンイノベーション推進による新規事業創出、車載向け製品の取り組み強化、デジタル化による業務プロセスの効率化、サステナビリティ事業への取組み、多様な人財が活躍できる環境づくり、SDGs活動の推進などに取り組んでまいりました。

これらの結果、当期の売上高は前期比9,590百万円増収（61.5%増収）の25,179百万円、営業利益は同2,923百万円増益（433.4%増益）の3,598百万円、経常利益は同2,824百万円増益（400.0%増益）の3,531百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同1,953百万円増益（388.5%増益）の2,456百万円となりました。

	第129期 (2024年3月期)	第130期 (2025年3月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	15,589	25,179	9,590増	61.5%増
営業利益	674	3,598	2,923増	433.4%増
経常利益	706	3,531	2,824増	400.0%増
親会社株主に帰属する当期純利益	502	2,456	1,953増	388.5%増

セグメントごとの業況は次のとおりです。

アンチモン事業 売上高 15,807百万円 (前期比91.0%増)	同事業の原料であり、製品販売価格の基準ともなるアンチモン地金の国際相場は、主産地である中国において、国内外のアンチモン鉱石不足や環境監査などによる地金生産の減少、太陽光パネル向け需要の拡大などにより急速に需給が逼迫し、相場が急上昇しました。また中国当局が2024年9月15日よりアンチモン地金の輸出管理を実施するとの公告を発表し、同年12月3日には対米輸出は原則として許可しないと発表したことを受けて、市場では最高値の更新が相次いでいます。アンチモン地金価格は、当期初頭のトン当たり約13,000ドルから、当期末にはトン当たり50,000ドル台後半まで高騰しました。この結果、当期の平均価格は、トン当たり約31,690ドルとなり、前期比約160%の大幅な上昇となりました。円建てでは、同約174%上昇しました。 同事業の販売状況につきましては、中国などからのOEM品の調達に滞りがありましたが、増産対応により全体としては堅調に推移しました。販売数量は前期比14トン増加（0.3%増加）の4,541トンとなりました。 その結果、同事業の当期の売上高は、販売価格の上昇から、前期比7,532百万円増収（91.0%増収）の15,807百万円となりました。セグメント利益は、生産効率の改善や在庫の影響もあり、同2,768百万円増益（951.3%増益）の3,059百万円となりました。	売上高 (単位：百万円) 8,274 15,807 第129期 (2024年3月期) 第130期 (2025年3月期)
金属粉末事業 売上高 9,336百万円 (前期比28.2%増)	同事業の主原料である銅の国内建値は、当期平均でトン当たり約1,478千円となり、前期比17.2%の上昇となりました。 電子部品向け金属粉末の販売状況につきましては、需要が低迷していたスマートフォンやパソコン市場が回復し、また生成AIの普及や自動車エレクトロニクス市場の拡大が電子部品需要を押し上げたため、販売数量は前期比118トン増加（13.9%増加）の966トンとなりました。 粉末冶金向け金属粉末の販売状況につきましては、自動車部品向けが堅調に推移したことから、販売数量は前期比94トン増加（7.4%増加）の1,367トンとなりました。 全体の販売数量は前期比212トン増加（10.0%増加）の2,333トンとなりました。 その結果、同事業の当期の売上高は、販売数量の増加等により、前期比2,053百万円増収（28.2%増収）の9,336百万円となりました。セグメント利益は、受注回復による操業度上昇等から同165百万円増益（49.0%増益）の502百万円となりました。	売上高 (単位：百万円) 7,282 9,336 第129期 (2024年3月期) 第130期 (2025年3月期)
その他 売上高 35百万円 (前期比12.9%増)	不動産賃貸事業等の当期の売上高は35百万円、セグメント利益は4百万円となりました。	売上高 (単位：百万円) 31 35 第129期 (2024年3月期) 第130期 (2025年3月期)

(2) 設備投資等の状況

当期に当社グループが実施した設備投資の総額は340百万円でした。

アンチモン事業では、生産設備や分析測定装置の更新・拡充、作業環境改善設備の導入等に、103百万円の投資を行いました。

金属粉末事業では、生産設備の更新・拡充、品質管理充実のための分析測定装置の導入、作業環境改善対策等に、236百万円の投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当期に実施いたしました資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、米国新政権の関税政策による世界的な景気悪化の懸念、ウクライナや中東の情勢など地政学リスクの高まりなど不安定な世界情勢が続いています。国内においては、雇用・所得環境が改善する中で、インバウンド需要の増大や各種政策の効果もあって、一部に足踏みが残るものの緩やかに回復することが期待されますが、原材料やエネルギー価格の高止まりと円安に伴う国内物価の上昇が消費に影響を及ぼしており、加えて海外景気の下振れの影響に十分注意するなど不透明な状況が続くとみられています。

このような事業環境において、当社グループは、日本精鉱創立100周年となる2035年時点の「ありたい姿」を想定し、次のとおり長期ビジョンを設定いたしました。

日本精鉱グループはモノづくりを通じて、挑戦し続ける企業集団を目指します。

1. 独自の技術と高付加価値にこだわり続け、グローバル展開に挑む
2. 人的資本を充実させ、一段高いハードルを目指す人財を育成する
3. 社会への貢献とサーキュラーエコノミーの実現に取り組む

財務指標 ROEを安定的に10%以上

本長期ビジョンの実現に向けて、2025年度からの3か年中期経営戦略を以下の通り策定し、企業価値のさらなる向上をめざしてまいります。

【中期経営戦略の概要】

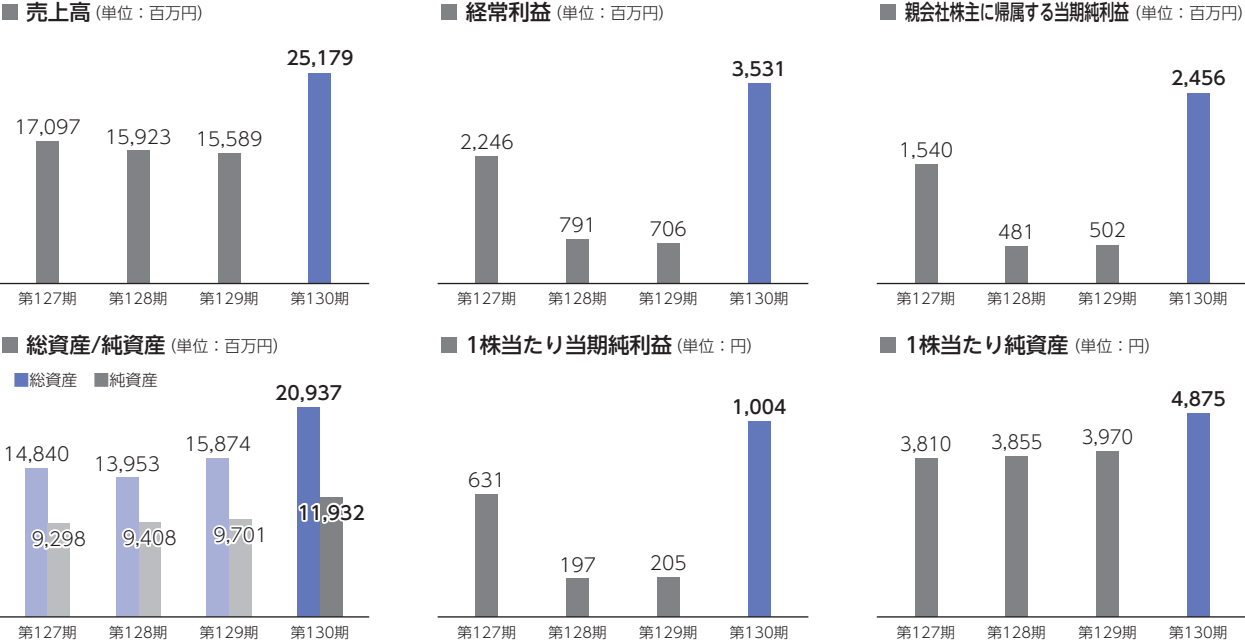
- (1) 期間
2025年4月～2028年3月
- (2) テーマ
第2の創生（創立100周年）に向けた基盤づくりのための挑戦と変革
- (3) 財務目標（2028年3月期）
連結営業利益（3年間平均） 30億円以上
ROE（3年間平均） 10%以上
- (4) 基本方針
1. グループ連携の更なる強化
2. 既存事業の競争力強化とグローバル展開への挑戦
3. 最適な事業ポートフォリオの構築と新規事業の創出
4. 人的資本の充実とESGへの取り組み

アンチモン事業につきましては、安定生産と収益性の改善、高付加価値製品の販売と製品販売のグローバル化の推進により収益の拡大を図ります。中国当局の規制が続くアンチモン地金の原料調達については、供給元のさらなる多様化を進めます。また、生産プロセスのDX化、省人化などを加速することで原価低減を実行いたします。2025年4月より技術開発部を新設し、電池材料向け金属硫化物など、新製品の開発や高付加価値製品の製造技術の確立などを推進いたします。

金属粉末事業につきましては、つくば工場で増設した鉄系合金粉製造ラインの本格稼働を行うなど、電子部品向け金属粉末の生産と販売の拡大を進めます。サーキュラーエコノミーを実現するための金属粉末のリサイクル率向上と再生処理技術の確立や製造工程の改善による製品収率の向上などで、原価低減を促進します。また、MLCC・インダクタ向けに、より微細な粉末、アモルファス合金粉末、粉末の表面改質など、粉末の機能性を高めることや新たな機能性を付与する新製品の開発に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況の推移



区 分	第127期 (2022年3月期)	第128期 (2023年3月期)	第129期 (2024年3月期)	第130期 (2025年3月期)
売上高 (百万円)	17,097	15,923	15,589	25,179
営業利益 (百万円)	2,191	802	674	3,598
経常利益 (百万円)	2,246	791	706	3,531
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,540	481	502	2,456
1株当たり当期純利益 (円)	631	197	205	1,004
総資産 (百万円)	14,840	13,953	15,874	20,937
純資産 (百万円)	9,298	9,408	9,701	11,932
1株当たり純資産 (円)	3,810	3,855	3,970	4,875

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本アトマイズ加工株式会社	324,750千円	100%	金属粉末の製造・販売
日錫精礦（上海）商貿有限公司	5,880千円	100%	アンチモン製品の中国国内市場での販売

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業	事業内容
アンチモン事業	各種プラスチック材料に添加される難燃剤及びポリエステルやアクリル系樹脂の触媒等に使用される各種三酸化アンチモン、ブレーキ材料として使用される三硫化アンチモン、耐熱性が求められる各種エンプラ系樹脂の難燃剤用アンチモン酸ソーダ等の製造販売
金属粉末事業	電子部品用金属粉末（導電ペースト用の銅粉・貴金属粉やパワーインダクタ用軟磁性材としての鉄系合金粉等）、粉末冶金用金属粉末（精密モーター軸受用の青銅粉・黄銅粉・錫粉、自動車部品用の銅粉・青銅粉・黄銅粉等）等の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名 称	所在地
本社	東京都新宿区下宮比町3番2号
大阪営業所	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番11号 大同生命南館
中瀬製錬所	兵庫県養父市吉井1198

② 子会社の事業所

名 称	所在地
日本アトマイズ加工株式会社	野田本社工場：千葉県野田市西三ヶ尾87番16 つくば工場：茨城県牛久市桂町2200番47
日錫精礦（上海）商貿有限公司	本社：上海市長寧区婁山関路83号新虹橋中心大廈2628B室

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

区 分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
アンチモン事業	86	－4
金属粉末事業	174	＋14

(注) 従業員数には、嘱託社員を含み、パートタイマー・人材派遣会社からの派遣社員は除いて記載しております。

② 当社の使用人の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
84	－4	44.9	17.8

(注) 従業員数には、嘱託社員を含み、パートタイマー・人材派遣会社からの派遣社員は除いて記載しております。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,555,000
株式会社商工組合中央金庫	359,000
株式会社みずほ銀行	300,000
株式会社千葉興業銀行	203,000
日本生命保険相互会社	115,000
株式会社常陽銀行	100,000
株式会社滋賀銀行	30,000
株式会社伊予銀行	17,000
株式会社三井住友銀行	12,500

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,605,900株 (自己株式158,617株を含む。)
- (3) 株主数 1,964名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
福田金属箔粉工業株式会社	440	17.99
株式会社川嶋	242	9.89
株式会社三光	242	9.89
株式会社三興企画	242	9.89
富士興産株式会社	130	5.31
太陽鋳工株式会社	118	4.85
親和物産株式会社	67	2.75
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	38	1.58
有限会社アルメルト	32	1.31
日本坩堝株式会社	30	1.23

(注) 1. 当社は自己株式158,617株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式 (158,617株) を控除して計算しております

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	2,704	4

(注) 1. 上記のほか、子会社取締役3名に対し1,990株を交付しております。
2. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	植 田 憲 高	中瀬製錬所管掌 日本アトマイズ加工株式会社 取締役 日鋸精礦（上海）商貿有限公司 董事
専務取締役	若 林 武 則	日本アトマイズ加工株式会社 取締役副社長
取締役	松 田 恭 二	営業部管掌 兼 営業部長 日鋸精礦（上海）商貿有限公司 董事長
取締役	大 西 芳 太 郎	経理部・企画管理部管掌 兼 企画管理部長 日本アトマイズ加工株式会社 取締役 日鋸精礦（上海）商貿有限公司 董事
取締役	升 野 勝 之	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー 顧問
取締役	大 西 宏 章	福田金属箔粉工業株式会社 参与
常勤監査役	松 尾 隆 文	日本アトマイズ加工株式会社 監査役 日鋸精礦（上海）商貿有限公司 監事
監査役	福 井 利 弘	—
監査役	上 野 研	双日メキシコ会社 社長

- (注) 1. 取締役升野勝之氏及び大西宏章氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は升野勝之氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届出を行っております。
2. 監査役福井利弘氏及び上野研氏は、社外監査役であります。
 なお、当社は福井利弘氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届出を行っております。
3. 当事業年度における監査役の退任は次のとおりであります。
 ①2024年6月27日開催の第129期定時株主総会終結の時をもって、町田博治氏は常勤監査役を任期満了により退任いたしました。
 なお、同氏の退任時における重要な兼職は日本アトマイズ加工株式会社の監査役及び日鋸精礦（上海）商貿有限公司の監事でした。
 ②2024年6月27日開催の第129期定時株主総会終結の時をもって、五野隆由氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
 なお、同氏の退任時における重要な兼職は双日株式会社 金属・資源・リサイクル本部 企画業務室の担当部長でした。
4. 当事業年度における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。
 ①2025年3月28日付で、取締役大西宏章氏は福田金属箔粉工業株式会社の取締役管理部長を退任し、同社の参与に就任しています。
 ②2024年11月1日付で、監査役上野研氏は双日株式会社 機能化学品部の部長代理を離任し、双日メキシコ会社の社長に就任しています。

(2) 役員の報酬等の額の決定に関する方針等

当社は、2021年3月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2023年6月29日開催の取締役会において上記決定方針の改定を決議しております。決定方針の改定についての当該取締役会に際しては、あらかじめ決議する内容について、委員の半数以上を社外取締役で構成される諮問委員会で審議し、助言・提言を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

①基本方針

当社の常勤取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上への貢献意欲を高めるよう株主利益と連動した報酬体系とし、個人別の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、常勤取締役の報酬等は、固定性の強い月例報酬と当社の業績や経営状況等を加味した流動性のある賞与と非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬で構成し、社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、定額の固定給を支給するとしております。

また、当社の取締役会は、取締役の報酬の決定に際して諮問委員会に対して、報酬の原案を諮問し、助言・提言を得た内容を踏まえ、取締役会の報酬の内容の決定の決議を行うものとしております。

②固定報酬である月例報酬の決定方針

当社の取締役の月例報酬は、役位、職責、社員の給与の水準、在任年数、貢献度、当社の経営状況等を考慮しながら、総合的に判断して決定しております。

③業績連動報酬の決定方針

当社は明確な業績連動報酬は採用しておりませんが、当社の業績や経営状況、役位、貢献度、社員の賞与水準等を加味した賞与を年1回支給することがあります。支給の可否並びに支給額は、当社の業績や経営状況等を総合的に勘案して決定しております。

④非金銭報酬等の決定方針

当社は、取締役が、株価変動のリスクを株主と共有することで、当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲をさらに高めることを目的とし、社外取締役を除く取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。対象取締役の月額報酬金額に応じて、金銭報酬債権を現物出資させる方法により、発行または処分に係る取締役会の前営業日の終値にて割り当てた株式数を付与するとしております。各事業年度において、割り当てられる譲

譲渡制限付株式数は、2023年6月29日の第128期定時株主総会の決議により定められた上限10千株としております。

⑤種類ごとの報酬等の額の割合の決定方針

賞与は会社業績や経営状況などにより大きく変動することから、種類別の報酬割合については定めておりません。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的内容について委任を受けます。その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内における取締役各人別の月例報酬および賞与額の決定としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、諮問委員会に原案を諮問し、助言・提言を得た内容を踏まえ、決議を行うものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該助言・提言の内容に従い、決定をしなければなりません。

なお、譲渡制限付株式報酬については、取締役株式報酬規程に基づき、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で決定されるものとしております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額		
			月例報酬 (千円)	賞与 (千円)	非金銭報酬等 (千円)
取締役	6	127,446	57,540	61,684	8,222
(うち社外取締役)	(2)	(9,600)	(9,600)	(－)	(－)
監査役	5	17,190	17,190	－	－
(うち社外監査役)	(3)	(7,200)	(7,200)	(－)	(－)
合計	11	144,636	74,730	61,684	8,222
(うち社外役員)	(5)	(16,800)	(16,800)	(－)	(－)

- (注) 1. 上表には、2024年6月27日開催の定時株主総会のときをもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の第128期定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第121期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。
5. 賞与には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額を記載しております。
6. 非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬であり、2023年6月29日開催の第128期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対し、各事業年度で30百万円以内、10,000株を上限に割当てし、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く）は、割り当てを受けた日から当該対象取締役が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任するまでの期間、割当てられた譲渡制限付株式については、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないと決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名です。当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
7. 取締役会は、代表取締役社長 中瀬製錬所管掌 植田憲高氏に対し各取締役の月例報酬額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、諮問委員会に諮問し助言・提言を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該助言・提言の内容に従い、決定しなければならないこととしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション契約）を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者は当社及び全ての当社子会社における全ての役員、顧問役・顧問、管理職従業員であり、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補する内容であり、以下の行為に起因する損害等については填補の対象外としております。

- ・ 犯罪、不正、詐欺行為
- ・ 法令、規則、取締役規に違反することを認識しながら行った行為
- ・ 違法に利益または便宜を得た行為

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役升野勝之氏は、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの顧問を兼務しております。なお、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーと当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役大西宏章氏は、福田金属箔粉工業株式会社の参与を兼務しております。なお、福田金属箔粉工業株式会社は当社の主要株主であり当社発行済株式の17.99%（自己株式158,617株を含まない持株比率）を保有しております。

社外監査役上野研氏は、双日メキシコ会社の社長を兼務しております。なお、双日メキシコ会社は当社の主要な取引先である双日株式会社の特定関係事業者であります。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役 升野勝之氏

当事業年度開催の取締役会には14回開催中14回、任意の諮問委員会には4回開催中4回出席しており、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。特に、大手化学メーカーにおける取締役常務執行役員などの経験を踏まえ、取締役会では企業経営及び研究開発分野などにおいて、客観的・専門的な視点から、会社経営や業務執行に対する助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会においては、役員の報酬及び指名に関して、独立かつ客観的な立場から意見を述べております。

取締役 大西宏章氏

当事業年度開催の取締役会には14回開催中13回、任意の諮問委員会には4回開催中4回出席しており、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。特に、大手非鉄金属素材メーカーにおける取締役経理部長や管理部長などの経験を踏まえ、取締役会では企業経営及び金属素材分野などにおいて、客観的・専門的な視点から、会社経営や業務執行に対する助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会においては、役員の報酬及び指名に関して、独立かつ客観的な立場から意見を述べております。

監査役 福井利弘氏

当事業年度開催の取締役会には14回開催中14回出席し、また、監査役会には7回開催中7回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言等を行っております。

監査役 上野研氏

2024年6月27日に就任以来、当事業年度開催の取締役会には11回開催中9回出席し、また、監査役会には4回開催中4回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言等を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新宿監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針について次のとおり決議しております。

① 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役全員を以て構成し、法令・定款に定める職務のほか、当社取締役会規則に基づき、会社の業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行う。

監査役は取締役会に出席して取締役に対する意見聴取を行うほか、経営委員会等重要会議に出席して取締役の職務執行状況を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の「文書管理規程」第3章（文書の保管、保存及び廃棄）第8条（保存及び保存期間）別表－1に基づき、適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、「リスクマネジメント基本規程」に則り、当社が対象とする諸々のリスクに対して所定の関連規程、マニュアル等に基づく実践を通じて事業の継続、安定的発展を確保していく。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では現在、取締役及び部長クラスにオブザーバーとして常勤監査役を加えたメンバーを構成員とした経営委員会を設置し、会社経営の全般的執行方針及び重要な経営施策事項について審議、基本方針の決定を行い、それを踏まえて法令並びに当社取締役会規則で定められた事項については取締役会でさらに審議し、決議を行うこととしている。

取締役会並びに経営委員会とも人数的にも十分な議論を尽くしての意思決定が可能であり、内部統制機能も十分働いていると判断する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、既に品質管理システムの国際規格であるISO9001及び環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しており、関係法規の遵守並びに業務の効率性の追求は、それらの認証の維持活動を通じて行っている。なお、活動の成果についての検証は、定期的に行われる外部認証機関による審査及び内部監査によってなされている。また、コンプライアンスの徹底の一環として、グループ全体の役職員を対象とした「インサイ

ダー取引防止規程」を制定し、役職員の関連法規遵守についての責務を定めている。

当社の規模に相応した体制として、ＩＳＯ関連の諸規定を遵守し、稟議規程並びに個別権限基準に基づくシステムの適正な管理と運用を企画管理部が行い、監査役が監視するという現行の体制で臨んでいくこととする。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における開示情報の適正性の確保については、当社はグループ経営理念として「法令・規則を遵守し、適時・適切な企業情報の開示を心がけ、公明正大で透明性の高い経営を推進することで、お取引先様や株主様の信用を得られるようにたゆむことなく努力する」ことを掲げている。

この理念の下に、開示する情報については今後とも経営委員会あるいは取締役会で審議、承認、報告の手続きを経ることとし、取締役は信頼性のある財務報告の提供が企業としての責務であるという認識を絶えず持ち続ける。

また、当社子会社のガバナンスについては、当社から取締役ならびに監査役を派遣し、子会社の取締役会に出席するとともに、経営上のリスク発生の可能性が見られると判断された場合には、当社から派遣された取締役や監査役を通じて、子会社全体、あるいは特定部門に対して重点的な内部監査を行う仕組みが確保されており、子会社の経営を十分管理、監督できている。

さらに、子会社から当社経営委員会メンバーに対して、定期的な事業報告が行われており、経営状況を把握する体制も確保できている。

従い、今後とも現在の体制を維持していくこととする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

将来監査役が補助使用人を求めた場合は、その必要度に応じて最適な組織を取締役と監査役会が協議のうえ決定する。

使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、当該使用人は取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑧ 取締役・使用人が監査役（又は監査役会）に報告をするための体制、その他の監査役（又は監査役会）への報告に関する体制

監査役（常勤監査役）は、取締役会のみならず、会社の重要な経営政策事項を審議する経営委員会にオブザーバーとして出席する他、社内の主要会議にも出席している。また、社内稟議書は全て監査役の閲覧を経る体制となっており、監査役に必要な報告がなされている現行体制を維持する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会、経営委員会その他重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けている。

さらに、受注、生産、在庫、原価計算等に関する情報を網羅したコンピュータデータベースにアクセスできる体制となっており、また社内イントラネットにより、生産上並びに営業上の日々の主要な情報を入手でき、顧客からのクレーム情報も文書にて常勤監査役に回付されることになっている。

上記のとおり、監査を実施するにあたっての基本情報が十分提供される体制となっているので、現行のシステムを維持する。

また、取締役と監査役とのコミュニケーションについては、両者の緊張関係を維持しながら、定例の社内主要会議での意見交換のみならず、都度必要に応じて意見交換の場を設営することとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社は、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応する。

当社は、この基本的な考え方について役員及び全社員へ周知徹底を図り、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署を企画管理部とし、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会を14回開催し、法令・定款に定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

② 監査役の職務執行

監査役は監査役会で定めた監査方針等に従って監査を実施しております。取締役会、経営委員会、その他の重要な会議に出席し、適宜意見表明を行い、決算書類や決裁済稟議書等の重要な書類を閲覧し、会計監査人との意見交換会を実施し、取締役の職務執行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為等を監視しております。

③ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制事務局は「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、この方針に基づいた監査及びウォークスルー等を行い、当社グループの財務報告に係る信頼性の向上を図っております。

④ リスク管理体制

事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となるようにすることを目的に「リスクマネジメント基本規程」の他、「内部通報制度規程」「特定個人情報取扱規程」「情報管理規程」を制定し、リスク管理体制の強化を図っております。

7 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の株主の在り方に関する基本方針

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるべきものと考えております。従いまして、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。また、当社は、資本市場のルールに則り、株式を買い付ける行為それ自体を否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、取引先、債権者等の利害関係者との関係を損ね、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは「環境と安全そして成長を最重要課題と認識し、社会との共存を図り、より豊かで快適な生活環境を創るために必要な物づくりの一翼を担うことに誇りを持って、たゆむことなく挑み続ける」ことを基本理念としております。

また、株主各位をはじめ、取引先、従業員、社会という全ての利害関係者から支持を得て、企業の経済的価値の向上とともに、社会的責任や環境保全の責務を果たすことが当社の企業価値を高め、ひいては株主共同の利益の確保、向上に繋がるという認識に立ち、経営にあたっております。上記の企業努力にもかかわらず、一部の株主の利益を優先する動きが生じる場合など、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれるおそれがある行為に対しては、当社は企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、金融商品取引法など関係する法令に従い、当社株式の大量買付行為等についての是非を株主が適切に判断するために必要かつ十分な情報の開示を求めるとともに、その検討の為に必要な時間の確保に努めるなど、関係法令によって許容される合理的な対抗措置を講じます。

(3) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿っており、株主各位の共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への安定した利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けており、企業体質の改善に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上に努めています。

配当につきましては、業績、事業投資計画、財務状況、成長のための内部留保などを総合的に勘案しながら、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針とし、連結配当性向30%を目安に、安定的・継続的に行うように努めていきます。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対処するため、成長力の維持および競争力強化など企業価値向上に資する様々な投資に活用していきます。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり100円の普通配当に、創立90周年を迎えることを記念して、1株当たり40円の記念配当を加えた140円の案を株主総会にお諮りさせていただきます。

これにより、当期の1株当たりの年間配当金は、中間配当の60円を加えて200円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別 前連結会計年度 2024年 3月31日現在	当連結会計年度 2025年 3月31日現在
(資産の部)		
流動資産	9,706,134	14,972,851
現金及び預金	3,023,275	2,128,680
受取手形及び売掛金	2,867,394	5,109,073
商品及び製品	1,913,545	3,823,709
仕掛品	377,873	404,737
原材料及び貯蔵品	1,257,623	3,100,380
その他	275,461	423,614
貸倒引当金	△9,039	△17,346
固定資産	6,168,288	5,964,701
有形固定資産	5,567,040	5,281,110
建物及び構築物	2,533,598	2,483,130
機械装置及び運搬具	657,173	937,612
工具、器具及び備品	63,822	85,951
土地	1,436,191	1,436,191
リース資産	298,407	279,289
建設仮勘定	577,846	58,935
無形固定資産	154,415	136,406
投資その他の資産	446,832	547,184
投資有価証券	167,412	173,118
退職給付に係る資産	76,540	75,451
繰延税金資産	44,013	125,503
その他	158,866	173,111
資産合計	15,874,422	20,937,553

科目	期別 前連結会計年度 2024年 3月31日現在	当連結会計年度 2025年 3月31日現在
(負債の部)		
流動負債	4,230,169	7,542,314
支払手形及び買掛金	1,315,756	2,388,240
電子記録債務	332,618	333,459
短期借入金	1,579,200	2,965,100
未払金	239,815	153,321
リース債務	27,590	28,750
未払法人税等	116,149	1,121,760
賞与引当金	157,110	252,515
役員賞与引当金	7,625	71,009
その他	454,302	228,158
固定負債	1,943,083	1,462,397
長期借入金	1,191,500	726,400
リース債務	304,242	282,938
繰延税金負債	36,388	33,198
退職給付に係る負債	354,493	365,295
資産除去債務	37,856	38,391
長期預り保証金	18,603	16,173
負債合計	6,173,253	9,004,711
(純資産の部)		
株主資本	9,637,343	11,860,730
資本金	1,018,126	1,018,126
資本剰余金	570,142	580,107
利益剰余金	8,200,727	10,412,225
自己株式	△151,653	△149,730
その他の包括利益累計額	63,826	72,111
その他有価証券評価差額金	50,419	54,382
為替換算調整勘定	13,406	17,728
純資産合計	9,701,169	11,932,841
負債及び純資産合計	15,874,422	20,937,553

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	期別		当連結会計年度	
	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)		(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	
売上高		15,589,359		25,179,512
売上原価		13,800,147		20,227,084
売上総利益		1,789,212		4,952,427
販売費及び一般管理費		1,114,724		1,354,422
営業利益		674,487		3,598,004
営業外収益				
受取利息		777		1,783
受取配当金		3,136		5,184
為替差益		22,021		—
受取保険金		7,098		—
助成金収入		14,252		5,010
保険解約返戻金		6,373		13,493
その他		9,009		4,362
営業外費用				
支払利息		18,533		41,322
為替差損		—		37,774
休止鉱山費用		11,043		15,429
その他		1,310		2,122
経常利益		706,269		3,531,188
特別利益				
固定資産売却益		—		845
特別損失				
固定資産除却損		12,768		1,570
税金等調整前当期純利益		693,501		3,530,463
法人税、住民税及び事業税		184,298		1,160,803
法人税等調整額		6,461		△86,422
当期純利益		502,741		2,456,081
親会社株主に帰属する当期純利益		502,741		2,456,081

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,018,126	570,142	8,200,727	△151,653	9,637,343
当期変動額					
剰余金の配当			△244,583		△244,583
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,456,081		2,456,081
自己株式の取得				△2,451	△2,451
自己株式の処分		9,965		4,374	14,340
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	9,965	2,211,498	1,923	2,223,386
当期末残高	1,018,126	580,107	10,412,225	△149,730	11,860,730

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の 包括利益累計額合計	
当期首残高	50,419	13,406	63,826	9,701,169
当期変動額				
剰余金の配当				△244,583
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,456,081
自己株式の取得				△2,451
自己株式の処分				14,340
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,963	4,321	8,284	8,284
当期変動額合計	3,963	4,321	8,284	2,231,671
当期末残高	54,382	17,728	72,111	11,932,841

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、アンチモン事業と金属粉末事業を主な事業として取り組んでおります。これらの商品又は製品の販売については、商品又は製品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足され、収益を認識しております。

国内売上高は、主として引渡時に商品又は製品に対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」の第98項を適用し、出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であると判断して、出荷時に収益を認識しております。ただし、顧客と締結した契約書において、商品又は製品の所有権の移転が検収時となる取引に関しては、検収時に収益を認識しております。また、海外売上高は、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

ハ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	3,823,709千円
仕掛品	404,737千円
原材料及び貯蔵品	3,100,380千円

※当連結会計年度における棚卸資産評価損の金額は1,409千円（△は戻入額）となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

棚卸資産は、取得原価で計上しておりますが、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合は、収益性が低下したと判断し、当該正味売却価額を棚卸資産の帳簿価額とし、取得原価との差額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

② 主要な仮定

正味売却価額は、連結会計年度末時点における最新の製造・販売実績を基礎として見積もっております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

正味売却価額の見積り等については、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 10,858,679千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,605,900	—	—	2,605,900
自己株式				
普通株式	162,711	600	4,694	158,617

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(注) 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	97,727	40.0	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月1日 取締役会	普通株式	146,856	60.0	2024年9月30日	2024年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	342,619	利益剰余金	140.0	2025年3月31日	2025年6月27日

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、将来の為替の変動及び金利の変動によるリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外売上に伴う外貨建ての営業債権については、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが 5 ヶ月以内の支払期日であります。一部、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は主に営業取引及び設備投資に係る資金調達で、返済期日は最長で4年10カ月後であります。変動金利の借入金は、金利変動のリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクの回避を目的とした先物為替予約であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に関するリスク）の管理

当社は、与信管理実施要領に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。連結子会社についても、当社の与信管理実施要領に準じた方法による管理を行っております。デリバティブ取引については、取引相手先を、信用力のある大手金融機関に限定しているため、信用リスクはきわめて低いと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動によるリスクを回避するために先物為替予約を行っております。投資有価証券の時価については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の執行・管理に関しては担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、短期間で決済されるものであるため時価は帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	173,118	173,118	－
資産計	173,118	173,118	－
長期借入金	726,400	725,898	△501
負債計	726,400	725,898	△501
デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	△4,988	△4,988	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	△4,988	△4,988	－

(注) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

イ. 通貨関連

区 分	デリバティブ取引の種類等	契約額 (千円)	契約額のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	1,073,775	－	△4,988	△4,988
合 計		1,073,775	－	△4,988	△4,988

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合 計
投資有価証券	173,118	－	－	173,118
デリバティブ取引				
通貨関連	－	△4,988	－	△4,988
資産計	173,118	△4,988	－	168,130

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合 計
長期借入金	－	725,898	－	725,898
負債計	－	725,898	－	725,898

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券はすべて上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は通貨関連取引（為替予約）であり、その時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。入手した価格に使用されたインプットに基づき、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都においてオフィスビル（借地権を含む）、兵庫県において遊休土地を有しており、オフィスビルの一部を賃貸しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、17,135千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高（千円）	当連結会計年度増減額（千円）	当連結会計年度末残高（千円）	
36,000	△1,262	34,737	361,510

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- (注) 2. 当連結会計年度の増加額は建物附属設備の取得であり、減少額は減価償却によるものであります。
- (注) 3. 当連結会計年度末の時価は、オフィスビルについては社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、遊休土地については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。但し、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：千円)

	報告セグメント			その他（注）	合計
	アンチモン事業	金属粉末事業	計		
アンチモン製品	15,724,195	－	15,724,195	－	15,724,195
電子部品向け金属粉末	－	5,992,804	5,992,804	－	5,992,804
粉末冶金向け金属粉末	－	3,288,610	3,288,610	－	3,288,610
その他	83,223	54,831	138,054	11,416	149,471
顧客との契約から生じる収益	15,807,418	9,336,247	25,143,665	11,416	25,155,082
その他の収益	－	－	－	24,429	24,429
外部顧客への売上高	15,807,418	9,336,247	25,143,665	35,846	25,179,512

(注) 上記の報告セグメントに含めていない、不動産賃貸事業等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. (3) ④ロ。」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 受取手形	130,519	167,408
売掛金	2,736,874	4,941,665
契約負債	59,970	1,282

(注) 契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

契約負債は、アンチモン事業及び金属粉末事業において、顧客から受け取った商品又は製品代金の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、59,970千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載しておりません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,875.95円
1株当たり当期純利益	1,004.01円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	2,456,081千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	2,456,081千円
普通株式の期中平均株式数	2,446,275株

計算書類

貸借対照表

	期別	前事業年度 2024年 3月31日現在	当事業年度 2025年 3月31日現在
科目			
(資産の部)			
流動資産		5,305,594	10,646,745
現金及び預金		1,215,087	963,832
売掛金		2,080,941	4,225,111
商品及び製品		1,257,222	2,925,405
原材料及び貯蔵品		685,696	2,369,921
前払費用		9,096	10,594
その他		65,525	168,075
貸倒引当金		△7,976	△16,194
固定資産		2,193,462	2,219,121
有形固定資産		1,068,840	1,012,829
建物		617,276	584,236
構築物		154,855	153,529
機械及び装置		255,316	226,919
車両運搬具		462	1,961
工具、器具及び備品		13,080	16,216
土地		9,015	9,015
建設仮勘定		18,832	20,950
無形固定資産		47,042	42,590
借地権		30,875	30,875
ソフトウェア		14,934	10,520
その他		1,231	1,193
投資その他の資産		1,077,579	1,163,701
投資有価証券		163,256	168,040
関係会社株式		731,700	731,700
出資金		10	10
関係会社出資金		43,986	43,986
長期前払費用		3,822	4,241
繰延税金資産		44,013	125,503
会員権		5,746	5,746
その他		85,044	84,474
資産合計		7,499,056	12,865,867

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

	期別	前事業年度 2024年 3月31日現在	当事業年度 2025年 3月31日現在
科目			
(負債の部)			
流動負債		1,953,499	5,530,261
買掛金		705,304	1,881,278
短期借入金		1,032,200	2,303,500
未払金		46,833	35,555
未払費用		41,759	52,892
未払法人税等		3,129	1,034,030
未払消費税等		40,729	－
預り金		10,450	5,605
前受収益		2,733	2,272
賞与引当金		69,310	148,455
役員賞与引当金		1,049	61,684
その他		－	4,988
固定負債		486,859	286,846
長期借入金		238,500	35,000
退職給付引当金		197,099	202,482
資産除去債務		32,656	33,191
長期預り保証金		18,603	16,173
負債合計		2,440,358	5,817,108
(純資産の部)			
株主資本		5,009,668	6,996,409
資本金		1,018,126	1,018,126
資本剰余金		570,142	580,107
資本準備金		564,725	564,725
その他資本剰余金		5,416	15,382
利益剰余金		3,573,053	5,547,905
利益準備金		104,512	104,512
その他利益剰余金		3,468,541	5,443,392
資産圧縮積立金		18,807	17,828
特別償却準備金		637	318
別途積立金		640,390	640,390
繰越利益剰余金		2,808,705	4,784,855
自己株式		△151,653	△149,730
評価・換算差額等		49,028	52,348
その他有価証券評価差額金		49,028	52,348
純資産合計		5,058,697	7,048,758
負債及び純資産合計		7,499,056	12,865,867

損益計算書

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度		当事業年度	
		(自	2023年 4 月 1 日)	(自	2024年 4 月 1 日)
		至	2024年 3 月31日)	至	2025年 3 月31日)
売上高			8,132,775		15,527,994
売上原価			7,291,286		11,800,490
売上総利益			841,488		3,727,503
販売費及び一般管理費			516,255		672,347
営業利益			325,233		3,055,155
営業外収益					
受取利息及び受取配当金		41,027		163,392	
その他		55,079	96,107	31,645	195,038
営業外費用					
支払利息		11,465		29,680	
休止鉱山費用		11,043		15,429	
その他		473	22,982	36,462	81,572
経常利益			398,359		3,168,621
特別利益					
固定資産売却益		—	—	19	19
特別損失					
固定資産除却損		10,972	10,972	1,570	1,570
税引前当期純利益			387,387		3,167,070
法人税、住民税及び事業税			81,956		1,030,588
法人税等調整額			25,522		△82,953
当期純利益			279,908		2,219,435

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,018,126	564,725	5,416	570,142	104,512	18,807	637	640,390	2,808,705	3,573,053
当期変動額										
資産圧縮積立金の取崩						△979			979	－
特別償却準備金の取崩							△318		318	－
剰余金の配当									△244,583	△244,583
当期純利益									2,219,435	2,219,435
自己株式の取得										
自己株式の処分			9,965	9,965						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	9,965	9,965	－	△979	△318	－	1,976,149	1,974,851
当期末残高	1,018,126	564,725	15,382	580,107	104,512	17,828	318	640,390	4,784,855	5,547,905

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△151,653	5,009,668	49,028	49,028	5,058,697
当期変動額					
資産圧縮積立金の取崩		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
剰余金の配当		△244,583			△244,583
当期純利益		2,219,435			2,219,435
自己株式の取得	△2,451	△2,451			△2,451
自己株式の処分	4,374	14,340			14,340
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			3,320	3,320	3,320
当期変動額合計	1,923	1,986,740	3,320	3,320	1,990,060
当期末残高	△149,730	6,996,409	52,348	52,348	7,048,758

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械及び装置 7年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

但し、当事業年度における該当事項はありません。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

当社は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、アンチモン事業を主な事業として取り組んでおります。これらの商品又は製品の販売については、商品又は製品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足され、収益を認識しております。

国内売上高は、主として引渡時に商品又は製品に対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」の第98項を適用し、出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であると判断して、出荷時に収益を認識しております。ただし、顧客と締結した契約書において、商品又は製品の所有権の移転が検収時となる取引に関しては、検収時に収益を認識しております。また、海外売上高は、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	2,925,405千円
原材料及び貯蔵品	2,369,921千円

※当事業年度における棚卸資産評価損の金額は88千円（△は戻入額）となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表3. (2)」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,231,446千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権 51,800千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務 991,103千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	15,090千円
仕入高	5,150,036千円
販売費及び一般管理費	2,153千円
営業取引以外の取引高	186,387千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
自己株式				
普通株式	162,711	600	4,694	158,617

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(注) 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

賞与引当金	45,427千円
退職給付引当金	39,750千円
資産除去債務	9,714千円
その他	82,340千円
繰延税金資産小計	177,232千円
評価性引当額	△20,064千円
繰延税金資産計	157,168千円

繰延税金負債

資産圧縮積立金	8,184千円
特別償却準備金	140千円
その他	23,339千円
繰延税金負債計	31,664千円
繰延税金資産純額	125,503千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社川嶋	直接 9.93% 間接 16.58%	原料の仕入	原料の仕入	4,459,032	買掛金	984,936

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

原料の仕入れについては、市場価格を勘案した価格交渉等、一般の取引条件と同様に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. (4)」に記載のとおりであります。

10. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,880.24円
1 株当たり当期純利益	907.27円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	2,219,435千円
普通株式に係る当期純利益	2,219,435千円
普通株式の期中平均株式数	2,446,275株

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

日本精鉱株式会社

取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 壬 生 米 秋

業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 加 藤 寛 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精鉱株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精鉱株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

個別の計算書類等に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

日本精鉱株式会社
取締役会 御中

新宿監査法人
東京都新宿区
指 定 社 員 公認会計士 壬 生 米 秋
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 加 藤 寛 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精鉱株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第130期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、取締役会等に出席するとともに、取締役等と意思疎通及び情報の交換を図るほか、重要な決裁書類等を閲覧し、事業及び経営管理の状況を把握いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

日本精鉱株式会社 監査役会

常勤監査役 松尾 隆 文 ㊞

社外監査役 福井 利 弘 ㊞

社外監査役 上野 研 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場

飯田橋レインボービル1階 C会議室
東京都新宿区市谷船河原町11番地

交 通

- ① JR総武線 飯田橋駅 西口出口より徒歩6分
- ② 東京メトロ 有楽町線／南北線 飯田橋駅から徒歩5分
東京メトロ 東西線／都営地下鉄 大江戸線 飯田橋駅から徒歩9分
(地下鉄はB3出口)



なお、事情によりやむを得ず開催場所を変更させていただく場合がございます。その場合は、当社ウェブサイトにご案内を掲載させていただきます。(アドレス <https://www.nihonseiko.co.jp>)

ご出席の際は予め当社ウェブサイトをご確認いただけますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。